

監査結果に係る措置通知書

令和7年3月27日現在

対象部局等	教育委員会	学校教育課
指摘事項の内容	<p>支出事務関係 補助金等交付事務関係</p> <p>中学生ドリームアップ事業交付金において、要綱第3条では市と福島市中学校長会との間で委託契約を締結することが規定されているが、委託契約が締結されていないまま市から福島市中学校長会を経由し各中学校内に組織された事業主体である中学校区実行委員会へ交付金が交付されていた。</p>	
講じた措置の内容	<p>【原因】 要綱制定当時は委託の契約締結を行っておりましたが、事業を進めていく中で、事業主体であった「中学校区実行委員会」の代わりに「福島市各中学校」がその運営を担うようになりました。 本来であれば、その運用の変遷にあわせて、新たに事業主体となった「福島市各中学校」から「福島市中学校長会」へ交付金事務を一任する旨の委任状を提出するべきであったこと、また、要綱改正により事業主体の変更、委託契約書の廃止について整備するところを失念してしまったことが原因であります。</p> <p>【対応】 令和7年3月までに実情に合わせて要綱および事務処理手順の見直しを行い、要綱においては交付金交付対象を「中学校区実行委員会長」ではなく、事実上の事業主体である「福島市立各中学校長」とする旨整備することといたしました。 また、今まで同様「福島市中学校長会」を経由して交付金事務を行うため、事務マニュアルにおいては「福島市立各中学校」から「福島市中学校長会」へ交付金事務を一任する旨の委任状を提出する旨整備することといたしました。</p> <p>【再発防止策】 見直し後の事務処理手順は事務マニュアルを整備のうえ周知することにより、正しい事務処理の遂行を徹底いたします。 また、毎年4月に実情に沿った要綱整備や事務処理手順の見直しが行われているか、担当者および決裁者による精査および確認を徹底いたします。</p>	

(1) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。